

国立大学法人長崎大学と学校法人国際基督教大学との
包括的連携協力に関する協定書

国立大学法人長崎大学と学校法人国際基督教大学（以下「両者」という。）は、次のとおり包括的連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が包括的な連携のもと、相互の更なる発展を目指し、教育、研究、地域貢献、产学連携、国際交流等の各方面にわたって広く協力し、社会にその成果を還元し、我が国の学術及び産業の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 学術研究に関すること。
- (2) 学生の教育及び研究に関すること。
- (3) 教員の教育及び研究交流に関すること。
- (4) 地域貢献及び产学連携に関すること。
- (5) 国内外の機関等との連携に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか本協定の目的を達成するために必要な事項

（有効期間）

第6条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかからの申出に基づき、解消の合意が成立したときに終了するものとする。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議の上、決定するものとする。

両者は、本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年3月8日

国立大学法人長崎大学 学長

前野茂

学校法人国際基督教大学 学長

1700谷潤子

（連携・協力事項の具体的な実施内容等）

第3条 前条に掲げる連携・協力事項の具体的な実施内容等は、協議の上、決定するものとする。

（知的財産の取扱い）

第4条 本協定に基づく連携・協力の推進により創成された知的財産権等に係る持分は、両者の貢献度を踏まえて決定するものとし、その維持・管理費用等に関しては、原則として、当該決定した持分に応じ、負担するものとする。

2 当該知的財産権等の実施の許諾、譲渡等の取扱いは、個別の案件ごとに両者が協議の上、決定するものとする。

（秘密保持）

第5条 本協定に基づく連携・協力の推進に当たり、相手方に提供する資料、情報等に秘密保持の取扱いを求める必要があるときは、両者が協議の上、別に定めるものとする。